

医師・歯科医師九条の会の集いへご参加を

危険な日米同盟の強化

4月16日の日米共同声明では、日米同盟を「インド太平洋地域、そして世界全体の平和と安全の礎」であるとし、両国の軍事同盟が広大な地域を対象とすると宣言した。とりわけ重大なのは、声明が「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調」して、中国に対する軍事的対抗の姿勢を鮮明にし、日本の防衛力の増強、辺野古や馬毛島での基地建設の推進、在日米軍駐留経費負担の継続を盛り込んだことである。2015年成立の安保法制を根拠に、台湾有事に際しての米軍の軍事行動に対し、重要影響事態や存立危機事態と認定し、自衛隊が後方支援や集団的自衛権¹武力行使に踏み出す危険がある。このような武力行使を含めた日本の加担を約束したことは極めて重要な問題である。

これらは、憲法前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのない」ように決意して九条を定めたこと、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」との理念に真つ向から反する。憲法九条の精神のもと、国際法に基づく道理を尽くした平和的な外交交渉で問題の解決をはかるべきである。

緊急事態条項は9条改憲とセット

自民党は2018年に「4項目改憲」を打ち出した（裏面に掲載）。そのうちの一つに「緊急事態条項案」があるが、昨年5月3日に安倍首相（当時）は新型コロナウイルス感染拡大にかこつけて、「緊急事態条項」導入の改憲論を持ち出し、改憲の有力な項目とされている。

自民党の改憲草案（2014年）のQ&Aによると緊急事態条項の対象には「大規模自然災害やこれに関連する大規模事故等があった場合に限定」としている。しかし、自然災害や事故に限らず、「等」というあいまいな表現が入っていることに注意が必要である。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）で、武力攻撃によって生じた災害を「武力攻撃災害」と呼んでおり、武力攻撃に起因しても「災害」とであるとすれば、結局軍事的な有事は排除されないからである。

改憲派が緊急事態条項導入を唱えるのは、九条を改憲して戦争をする国にする際に、緊急事態対応の根拠条文を憲法に用意しておく必要があるからで、九条改憲とセットの動きといえる。また、コロナ対策として緊急事態条項をとというのは、感染症対策には感染症法や新型インフル特措法など既存の法体系を基に対策が十分可能なのに、その努力を怠り火事場泥棒のような議論ともいえる。

9月11日（土）に「あいち医師・歯科医師九条の会」が「憲法のつどい」を開催します。三宅裕一郎氏（日本福祉大学教授）が講演します。裏面に案内を掲載しました。ぜひご参加ください。

改憲の呼び水としての「国民投票法」の危険

改憲の手続きを定めた国民投票法改定案は、6月の通常国会で自公与党と維新・国民民主・立憲民主各党の賛成で可決成立した。

しかし、この法律には①最低投票率の規定がなく、有権者の1割台の投票でも成立してしまう、②公務員・教育者の運動禁止による「表現の自由」を侵害する、③投票運動でのCM規制がなく、資金力の有無で広告の量が左右される、④期日前投票・在外投票など国民の投票権が保障されていない——など欠陥だらけである。

さらに、菅首相は5月3日の改憲派集會に寄せたビデオメッセージで、国民投票法改定は自民党の「改憲4項目」を基とした改憲案発議の最初の一步だと語り、加藤官房長官も「新型コロナウイルスによる未曾有の事態を全国民が経験し、緊急事態に対する関心が高まっている。議論を提起し進める絶好の契機だ」と、コロナ禍の惨事に便乗しての改憲推進をあげすけに語っている。このような改憲の動きの「呼び水」にしようとする企みは看過できず、今後の改憲の動きに警戒が必要である。

私権を制限する「土地利用規制法」

菅政権は、6月の通常国会で土地利用規制法も成立させた。

愛知県弁護士会は、①外国資本による重要施設周辺の土地買収を防ぐという立法事実はない、②「重要施設」には基地以外にも「生活関連施設」が含まれ、その定義はあいまいで恣意的な解釈による広範な指定の恐れがある、③重要施設の周囲100メートルを「注視区域」として土地利用調査を行うが、調査範囲や対象はあいまいで情報提供を求める内容も恣意的に行われる恐れがある、④「施設機能を阻害する行為」というあいまいな要件で土地利用を制限することは土地利用者の財産権を侵害する、⑤「特別注視区域」内の土地売買契約には国への届出が必要とされ、違反者には刑事罰を科すこと——などの問題を指摘している。このような私権制限の法整備が進んでいくことも憲法との間で両立し得ないものである。

菅政権の改憲策動に声をあげるとき

このように、菅政権と自民党は、一方で改憲手続法改正を「足がかり」にして改憲案の国会での審議を画策しながら、他方で「敵基地攻撃能力」の保有、日米共同声明などにより、憲法破壊を実質的に押し進めている。

菅政権と自民党のこうした憲法破壊と明文改憲の動きに対して、今こそ、改憲NO！の声を、地域や職域の草の根から上げるのが重要となっている。秋までに必ず行われる総選挙では、市民と野党の共闘の力で、改憲反対の勢力を伸長させて改憲を断念に追い込み、憲法を破壊する政治から憲法を活かす政治への転換を実現することが求められる。

